

八雲町公共施設節電行動計画

平成25年12月3日

1 目的

冬の北海道において、電力不足は生活や交通、産業活動に関わる重大な影響が懸念されるため、発電設備の計画外停止リスクや、万が一の電力需給のひっ迫に備え、八雲町が管理する公共施設においての節電行動計画を策定し、職員の意識の高揚を図ることを目的とし、節電対策を実施する。

2 実施期間

平成25年12月9日（月）から平成26年3月7日（金）の平日
（12月30日～1月3日を除く）

16時～21時

※冬季の北海道は、夜間も電力需要が高い水準であるため、上記時間帯以外にも可能な範囲での節電に努めるものとする。

3 対象

八雲町が管理する各公共施設

4 節電に係る具体的取組

- ① 照明に係る節電 →削減率▲4%程度を目標
 - ・業務に支障のない範囲で部分消灯を実施。
 - ・始業前、昼休み及び終業後の可能な範囲で消灯を実施。
 - ・蛍光灯の間引きを実施。
 - ・未使用時の会議室、トイレ及び書庫などの消灯の徹底。
 - ・通路、階段等の部分消灯を実施。
- ② OA機器、その他の機器類に係る節電 →削減率▲2%程度を目標
 - ・昼休み時間中は、業務に支障のないパソコンや機器の電源を切る。
 - ・待機電力削減の徹底。パソコンなど事務機器の省エネ設定を行う。
 - ・退庁時はOA機器の電源プラグを抜く。
 - ・エレベーターの原則使用禁止。（障がい者や高齢者の使用、荷物を運搬する場合の使用等を除く。）
 - ・電気ポット、コーヒーマーカー、エアタオル等の使用禁止。

※ 上記のほか、各部署・施設毎に創意工夫して節電に努める。

※ 削減率は平成22年度冬季における使用最大電力に対するものであり、上記取組により全体で6%以上の削減を目指す。

5 その他

- ① 来庁者に対しては、節電中であることを庁内掲示等により周知するが、各職員についても、来庁者への適宜対応をする。
- ② 施設利用者に対しても節電の協力を呼びかける。